

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会車いす貸出要綱

平成16年4月1日
朝社協要綱第 8号

(目的)

第1条 この要綱は、自立歩行の困難な者の社会参加を促進し、また、介護者の日常介護活動を援助し、在宅福祉の増進を図るため、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の所有する車いすの貸し出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 車いすを利用しようとする者（以下「利用者」という。）又は車いすを利用申請する者（以下「申請者」という。）は、市内に居住しかつ在宅で生活する者で、車いすを必要とする者とする。

(用途)

第3条 利用者は第1条の目的を達成するための用途に使用できる。

(申請手続)

第4条 申請者は車いす利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、申請手続の際、申請者と確認できる書類（保険証又は自動車運転免許証等）の提示を求めることができる。

3 利用申請の受付は、本会の業務時間内とする。ただし、会長が必要と認める場合はこの限りではない。

(使用許可)

第5条 会長は申請の内容を審査のうえ、利用を許可するときは、車いす利用許可書（様式第2号）を利用者に交付しなければならない。

2 会長は返却の遅滞等の事情により支障が生じた場合は、利用許可を取り消すことができる。

(貸出期間)

第6条 利用者は1ヶ月の範囲内において、必要な期間貸し出しを受けることができる。

なお、必要と認める場合、貸出期間を最大で3ヶ月まで延長することができる。

(利用料金)

第7条 利用料金は、1ヶ月につき1台1,000円とする。ただし、会長が特別な理由があると認める場合、免除することができる。

2 1週間（貸出日の翌日から7日間）以内の利用については無料とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は最善の注意をして車いすを使用・保管し、次の行為を行ってはならない。

- (1) この要綱に規定する用途以外に使用しないこと。
- (2) 当該車いすの転貸・譲渡などの処分をすること。
- (3) 貸出期間が終了した場合、遅滞なく返還するものとする。

(4) 利用者の責任において紛失・破損した場合は、利用者が弁償または、修理費用を負担しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、車いすの貸し出しに関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。

車いす利用申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 御中

氏名 _____

申請者 住所 _____

電話 _____

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会車いす貸出要綱第4条の規定により、下記のとおり車いすを利用したいので申請いたします。

記

1. 利用者 ※申請者と同一の場合 氏名のみ他は同上	氏名		電話	
	住所		年齢	
2. 利用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日			
3. 用途				
4. 利用車いす	1. 大人用（ ①自走式 ・ ②介助式 ） 2. 子ども用			No
5. 区分	<input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> ケガ <input type="checkbox"/> その他（ ）			

継続 ①令和 年 月 日から令和 年 月 日
②令和 年 月 日から令和 年 月 日
③令和 年 月 日から令和 年 月 日

返却日確認 令和 年 月 日（担当 ）

決裁 区分	課長	課長補佐	係長	主査	担当	受付日
						令和 年 月 日

車いす利用許可書

令和 年 月 日

様

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会
会 長

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会車いす貸出要綱第5条の規定により、下記のとおり車椅子の利用を許可します。

利用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

車いす番号 No. _____

利用料 1ヶ月につき1,000円

遵守事項

- 車いすを転貸・譲渡しないこと。
- 貸出期間が終了した場合、遅滞なく返還すること。ただし、貸し出し期間を延長する場合は、速やかに連絡してください。
- 車いすは清潔に維持すること。
- 利用者の責任において紛失・破損した場合は、利用者が弁償または、修理費用を負担すること。

問い合わせ先

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会
朝霞市大字浜崎5-1-1
電話048-486-2478